

外部有識者の現場視察について

令和3年11月8日
原子力規制庁
検査監督総括課

検査制度の運用の継続的な改善のため、下記の通り、外部有識者等による原子力規制検査の現場視察を実施したく、事業者に御協力をお願いしたい。

記

内 容：原子力施設における検査官の活動について現場での視察

- ・CAP会議等への陪席
- ・日常検査、巡視（検査官のウォークダウン）に同行 など

日 程：1日（前泊あり）

場 所：発電所（要調整）

視察者：・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員
・検査制度に関する意見交換会合に参加頂いている外部有識者

人 数：各回3名程度（規制庁の本庁職員1名が随伴）

回 数：年度末までに3回程度（その後も継続的に実施）

以上